国立大学法人東京学芸大学工事請負等契約要項の一部改正について

改正理由：文部科学省発注工事請負等契約規則の一部改正（平成23年4月30日事務連絡）を受け、整合性を持たせるため所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（省略） 第１９条　契約担当役は，工事請負契約を結んだときは，当該契約を結んだ日から15日以内に，受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし，契約担当役が必要と認めない場合は，この限りではない。 （工事既済部分価格内訳書） 第２０条　契約担当役は，工事の既済部分について，契約に基づき部分払をしようとするときは，あらかじめ，受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。 （省略） （公共工事の請負代金の前金払の制限） 第２２条　契約担当役は，保証事業会社の保証がある場合においても，請負代金について前金払をすることが特に必要又は本学に有利であると認められる場合のほか，前金払をすることができない。 ２　契約担当役は，前項の前金払をしようとするときは，受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。 （省略） 附　則 この要項は，平成24年７月４日から施行する。	（省略） 第１９条　契約担当役は，工事請負契約を結んだときは，当該契約を結んだ日から15日以内に，請負者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし，契約担当役が必要と認めない場合は，この限りではない。 （工事既済部分価格内訳書） 第２０条　契約担当役は，工事の既済部分について，契約に基づき部分払をしようとするときは，あらかじめ，請負者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。 （省略） （公共工事の請負代金の前金払の制限） 第２２条　契約担当役は，保証事業会社の保証がある場合においても，請負代金について前金払をすることが特に必要又は本学に有利であると認められる場合のほか，前金払をすることができない。 ２　契約担当役は，前項の前金払をしようとするときは，請負者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。 （省略）